

官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案）について 【改定の背景・経緯】

平成15年7月 美しい国づくり政策大綱公布
具体的施策の中に「公共事業における景観アセスメント（景観評価）
システムの確立」が位置づけられる



平成16年6月 景観法成立
国会において「景観アセスメントシステムの早期確立」が附帯決議
される



平成16年7月
「官庁営繕事業における景観評価の試行に関する方針」を通達
※公共事業については、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」
が別途通知され、試行が開始される



平成16年度～18年度
全国3事業を対象に試行
※公共事業を含めて、全体で44事業で試行された



平成19年4月～
「官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案）」を適用
※公共事業においては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」
が適用される